

熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/08/27)

○7月30日コメント

第3次設工認 (第2回補正及び第3回補正) 事実確認事項 (個別事項)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-1	<p>【共通部分の再確認 (追加連絡)】</p> <p>・(2) 新規制基準に係る最後の設工認申請において、加工事業変更許可申請書に基づく設計として、申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器に求められる安全機能を申請したことを示せるよう管理すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>分割申請する設工認申請書には、設工認申請書ごとに「加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況」(第3次設工認の場合は添付書類1の添1表2 (P359~P417))を添付し、申請する全ての建物・構築物及び設備・機器の申請状況を管理する。また、当該施設に求められる安全機能は当該設工認申請書の仕様表に記載し、当該設工認申請書では適合性確認できずに次回以降の設工認で適合性確認する安全機能は当該仕様表の別表に記載することにより、最後の設工認申請までに全ての安全機能を網羅できるように管理している。この管理状況は、設工認申請書ごとに「本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果」(第3次設工認の場合は添付書類2の添2表1-1及び添2表1-2 (P441~P443))及び「本申請書の対象とする施設に係る加工施設の技術基準に関する規則への適合性確認結果 (適合性確認完了時)」(第3次設工認の場合は添付書類2の添2参考資料1 (P538~P540))を添付し一覧できるようにしている。</p>	—	—
5-2	<p>【附属書類4 外部火災・爆発による損傷の防止に関する説明書】</p> <p>・(4-61)(4-62)の回答で、火災影響評価の計算で、事業許可で示した計算書を適正化したとの説明があったが、本申請ではこちらから指摘をして内容の説明を受けたので良いが、今後の申請においては、事業者から説明した上で、必要なものについて申請書で明確にすること。</p>	<p>拝承。</p> <p>事業変更許可申請書からの変更については、添1参考資料2等で明確にしている。また、これらの変更が事業変更許可申請書で示した基本方針に沿ったものであることを示している。今後の申請においては、ご指摘のとおり申請時に変更点を明確にする。</p>	—	—

■■■■■ 内は、個人情報、企業機密、核物質防護に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-3	【令和2年6月23日付け補正に係る事実確認事項（品質管理関係の確認）】(4-65) P555～ ・品質管理に係る事業許可の変更届を踏まえて、品質保証計画書が改訂されているが、保安規定は変更されていない。現行保安規定と齟齬はないか。	新検査制度として新たに追加された品質保証計画書の改訂内容は、現行の保安規定に基づく品質保証計画書の下部規程に展開するものであり、現行保安規定と齟齬を生じない改訂内容である。	—	—
5-4	・例えば、QAP5.5.1で規定する保安規定第16条の組織（図3）、責任・権限は、現行保安規定の内容に沿ったものか。	QAP5.5.1で規定する保安規定第16条の組織（図3）、責任・権限は、現行保安規定の内容に沿ったものである。	—	—
5-5	・品質管理基準規則解釈第34条で示されている一般産業用工業品が調達物品等の要求事項に適合していることを確認する方法を規定した基準及び管理方法について説明すること。	基準及び関連標準は、添付書類3の「設計、工事及び検査の業務フロー」の表形式において、「実施内容（設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画）」の欄の中で「関連する社内手順」に挙げた「調達管理基準（基保-022）」及び「調達管理要領（要保-095）」が該当する。これらの文書において規定する管理方法のグレードとして、品質管理基準規則解釈第34条で示されている一般産業用工業品はグレードCに相当するものであり、調達物品等の使用までの間の適切な管理方法を定めることとしている。	—	—
5-6	(4-103) 表3-1-1-4の南北方向の保有水平耐力が補正前から変更になっている理由を説明すること。	第1加工棟は1-5通り A-B 通り間が部分的に鉄筋コンクリート2階建てとなっており、両階の保有水平耐力を計算している。一方、竜巻荷重と保有水平耐力を比較する際には、建物全体としての総保有水平耐力の合計と比較を行うが、当該 RC 2階建て部分の両方を合計に加えるのは保守的ではないため、保有水平耐力が小さい2階だけを合計に加えて 7192 kN としていた。 第3回目の補正において、建物が倒壊に至る本来の意味での保有水平耐力については、1階が層崩壊となった場合が妥当だと考え、2階の保有水平耐力を合計値から引き、1階の保有水平耐力を合計に加えたことから、その差分である約 2600 kN 程度が増加している。	—	—
5-7	●粉末・ペレット貯蔵容器 I 型に係る核燃料物質の臨界防止について ・単一ユニットの核的制限値は既認可から変更がないのか、新たに設定するものか、見直すものかが申請書で読み取れないので、説明すること。今後の申請においては、申請書において明確にすること。	粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の臨界防止の単一ユニット及び複数ユニットについて、臨界安全評価は既認可からの変更はない。 なお、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の適合性の説明は次回以降の設工認申請対象とした。	—	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-8	・「核燃料物質の臨界防止」については、新規制基準で技術基準の要求内容に変更がないことから、設備・機器の改造や核的制限値の見直しが必要であれば変更が生じるものではないので、既認可から変更がないのであれば、申請書において変更がないことをトレースできるよう、既認可の認可番号を記載するなどして、明確にすること。	粉末・ペレット貯蔵容器 I 型は改造や核的制限値の見直しがなく、変更が生じるものではない。当該設備に係る単一ユニット及び複数ユニットの既認可番号は、いずれも平成 17・04・28 原第 6 号である。	—	—
5-9	・複数ユニットについては、第二領域については次回以降申請で適合性の確認をするもの、第 2-1 領域については第 1 次設工認申請で審査済みであることから、本申請で審査するものはないということで良いか。本申請の審査対象がないのであれば、申請書において明確にすること。	複数ユニットのうち、第二領域については別表へ-3-2-2 において次回以降申請で適合性の確認をするものであることを明確にしている。また、第 2-1 領域については第 1 次設工認申請で審査済みであることから、本申請での審査対象ではない。	—	—
5-10	●建物・構築物の地盤・耐震関係 ・(P637) 防護壁における耐震、竜巻の影響評価において杭の固定度を 1.0 として評価していることから杭頭に曲げモーメントが生じるので、基礎板の断面算定結果への影響を説明すること。	【5-46】でまとめて回答する。	—	—
5-11	・(P22) 技術基準に基づく外部衝撃による損傷防止の仕様として、旧前室の撤去を記載しているが、どのような考え方で整理しているのか。	第 1 加工棟の北側前室撤去は、事業許可に示した第 1 加工棟の耐竜巻補強の一つである外扉の閉止工事に伴って、2 つの前室を撤去することにしたものである。この変更は、第 1 加工棟が設計で想定する竜巻に耐える設計とした事業変更許可申請書に記載した基本方針から変更するものではない。	—	添 1 表参 2 へ(P428~P433)
5-12	・(P21) 第 1 加工棟においてもスクリーパイル EAZET の増設があるが、高止まりは問題ないか。	第 1 加工棟については、支持層までの間に高止まりが懸念されるような締まった層厚の厚い粘土層が存在しないため、施工可能であると考えている。	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-13	<p>●附属書類 7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書関係 (P755～)</p> <p>・添 1 参考資料 2 (P429) で、加工事業変更許可申請書で第 1 加工棟の最大保管廃棄能力を小さくしているが、「附属書類 7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書」(755～) では、ガンマ線源について加工事業変更許可申請書に示した最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄するものとした計算モデルから変更ないと説明している。本申請で認可を受けようとするモデルのガンマ線源 (最大保管廃棄能力) をどのように設定したのか説明すること。今後申請予定の核燃料物質の貯蔵施設についても、許可の評価から最大貯蔵量を変更する予定がある場合の遮蔽計算の取扱について説明すること。</p>	<p>第 1 加工棟建物改造により、保管廃棄設備第 4-1 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域、保管廃棄設備第 4-8 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域、保管廃棄設備第 4-9 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域の最大保管廃棄能力を見直した。しかし、見直しに伴う第 1 加工棟全体の最大保管廃棄能力は加工事業変更許可申請書で示した値に変更はなく、被ばく評価におけるガンマ線源は加工事業変更許可申請書に示した最大保管廃棄能力としており外部被ばく評価に変更はない。</p> <p>また、核燃料物質の貯蔵施設についても、同様に加工事業変更許可申請書に示した最大貯蔵能力の値をガンマ線源としている。</p> <p>以上から、外部線量評価の線源としては、事業変更許可申請書から変更はない。</p>	—	—
5-14	<p>・(P757) 「附属書類 7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理に関する説明書」の (3) 計算モデルでは、線量の算出地点を 13 地点と説明しているが、図 7-1 では、15 箇所となっている。実際の計算モデルがどのようになっているのか説明すること。</p>	<p>周辺監視区域境界における実効線量の評価地点は、図 7-1 に示す 15 地点で実施しており、事業変更許可申請書(頁 6-13 添 6 ロ(ニ)の第 6 図) での評価と同じである。</p>	—	<p>附属書類 7 4. 2 (3) (P817)</p>
5-15	<p>●添 2 表 1-3-1 第 1 加工棟の各部位が有する安全機能 (P450～)</p> <p>・表中の各部位について、主要部材 (厚さ) の公称値*を、どこに記載しているのか説明すること。</p> <p>※発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを参考に記載すること。</p>	<p>ガイドに基づき、主要部材 (厚さ) の公称値及び安全機能を有する部位の性能が技術基準規則に適合することを確認した値 (設計確認値) の両方を申請書に記載している。</p> <p>主要部材 (厚さ) の公称値は、建物仕様表の変更内容欄に記載の図へ- I-1、2 で示し、設計確認値は添 2 表 1-3-1、2 の建物の各部位が有する安全機能に整理している。</p>	—	<p>図へ- I-1 (P69)</p> <p>図へ- I-2 (P69)</p> <p>図へ- 2-1-1 0～図へ- 2-1-1 8</p> <p>添 2 表 1-3-1 (P455～P465)</p> <p>添 2 表 1-3-2 (P466)</p>

○8月7日コメント

第3次設工認（第2回補正及び第3回補正）事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-16	【工事工程表】 P261～ 工事工程表の工事の時期を実態に合わせて見直すこと。	拝承。 別添Ⅱの記載を見直す。	—	別添Ⅱ 工事工程表(P267～270)
5-17	【第1加工棟】○地盤 ・許可P12の記載「～屋外に設置する設備・機器は、～十分に支持することができる地盤に設ける設計とする」と記載されているが、今回の申請で該当するものはないのか。確認すること。	今回の申請には、屋外に設置する設備・機器はない。なお、防護壁 防護壁 No.1 は屋外に設置する構築物として地盤の設計を記載している。また、遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 は第1加工棟と構造的に独立していることから地盤の設計を記載している。	—	—
5-18	【第1加工棟】○火災 ・仕様表P24において屋外消火栓は、有効範囲を半径40mにする旨を記載しているが、許可申請書の基本的設計方針として記載した部分と、当該方針として記載した適用法令の技術基準等の条項番号を記載して、説明すること。	許可申請書P5-114の(3)火災感知設備及び消火設備に関する安全設計(ii)消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ)(a)屋内消火栓、屋外消火栓に、「消防法に基づき(中略)第1加工棟には屋外消火栓を設置し、」と記載しており、配置図をP添5別チ-15に示している。 配置図中の円は、数値を記載していないが、半径40mで屋外消火栓からの距離を示したものである。消防法施行令第19条第3項の1に、屋外消火栓は建築物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となるように設けること、と規定されており、それに基づいたものである。消防法施行令第19条第3項の1に基づいて有効半径40mの消火栓を設け、配置図に示すように第1加工棟を包含する設計とすることを明確にする。	—	表へー2ー1火災等による損傷の防止(P24) 図リー4ー1ー5(P252)
5-19	【第1加工棟】 ・ケーブル貫通部の延焼防止用の耐熱シールについて規定されている建築基準法施行令の条項番号を記載すること。	拝承。 建築基準法施行令第百十二条第20項に基づくことを仕様表に記載する。	—	表へー2ー1火災等による損傷の防止(P27)
5-20	【第1加工棟】 ・上記に記載した消火設備の設置の例のように、加工事業変更許可及び設工認における要求事項が消防法や建築基準法等の他法令による基準により確保され、許可段階で当該設備・機器の設計が他法令の基準による基本的設計方針が示されている場合、設備・機器の設工認申請書においては当該基本的設計方針に基づく法令の技術基準等の条項番号を、添付資料に記載し説明すること。	拝承。 他法令による基準により安全を確保し、許可段階で当該設備・機器の設計が他法令の基準による基本的設計方針を示しているものについては、当該基本的設計方針に基づく法令の技術基準等の条項番号を記載する。	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-21	<p>【屋外消火栓】 P401 添1表2において、消火栓の管理番号が1基ずつ識別されているが、設工認申請における施設名称が識別されていないので、各消火栓の番号と位置を照合確認できない。本申請で認可を受けようとする消火栓Noと管理番号が識別可能となるよう記載すること。</p>	<p>適合性確認を受けるための施設の管理番号付与の仕組みについて、従前より、自動火災報知設備（感知器）、通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、非常用照明、誘導灯、消火器、消火栓等の建物の付属設備に対しては、管理する内容に応じてまとまりを持たせている。消火栓の場合は、屋内と屋外の別、仮移設と本設の別で区分している。したがって、消火栓1台ごとに管理番号を付けることはしていない。しかしながら、今回のように、管理番号を付与する範囲にある消火栓の数と本申請で認可を受けようとする範囲の消火栓の数が一致しない場合には、申請対象の識別（特定）ができなくなる。この対策として、従前の管理番号付与の仕組みは維持しながら、添1表2において当該施設の管理番号の範囲に含まれる消火栓の消火栓番号を明記することにより、管理番号と消火栓番号のリンクを明確にし、さらに、その旨を申請書の入口である別紙において当該施設の変更内容に注釈することとする。また、本考え方を整理するに当たって、「機能・性能に係る事項を含む設備・機器の設工認申請については、位置・構造・強度と機能・性能に係る事項を、可能な限り同一時期に申請すること」にも配慮する申請内容とするため、当該屋外消火栓の変更内容を「一部移設」から「仮移設」に変更し、すべての屋外消火栓を第5次申請で適合性確認することとする。</p>	—	<p>六、加工施設の変更の理由 (P6) 表リ-1-2 (P208) 表リ-4-1 (P220) と関係箇所</p>
5-22	<p>【第1加工棟】 ・P26 仕様表 加工施設への人の不法侵入等の防止：技術基準規則第9条の要求事項に対応し、第1加工棟を設置する熊取事業者の加工施設への人の不法な侵入、加工施設に危害を与える恐れがある物件が持ち込まれることを防止するために講じる措置について、加工事業変更許可申請書に記載した方針を踏まえ、核物質防護の観点にも留意して記載すること。出入り管理装置等の設備については、その位置を図面等に示すこと。</p>	<p>不法侵入の記載を見直す。第1加工棟本体の設計で担保する事項（コンクリート壁、鉄扉等）は仕様表に記載し、施設内共通の事項（入域時の確認等）と合わせて適合性を説明する。</p>	—	<p>表へ-2-1 加工施設への人の不法な侵入等の防止 (P24) 添付書類2 加工施設への人の不法な侵入等の防止 (P494) 図へ-a-1-6 (P58) から注書き削除</p>

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-23	<p>【第1加工棟】</p> <p>・P108 図へー2-1-35-2のタイトルが、「第1加工棟改造構成扉配置図、建具表2」となっている。安全機能を有する扉で、改造しない既設の扉があるか。既設の扉がある場合、申請書本文（仕様表、図面等）に記載漏れがなく、新規制基準で求められる安全機能をどのように確認し、適合性をどのように評価しているか説明すること。改造しない壁、扉等で、安全機能を有する部位の申請漏れがないか、再確認すること。</p>	<p>図へー2-1-35-2は、改造する扉と改造しない既設扉の両方を記載しているため、図のタイトルを見直す。既設の扉については、申請書本文に記載しており、新規制基準で求められている安全機能は添2表1-3-1にて整理し、現地調査及び関係書類により適合していることを確認している。</p>	—	<p>図へー2-1-35-1 (P108)、図へー2-1-35-2 (P109) 添2表1-3-1 (P455～)</p>
5-24	<p>【粉末・ペレット貯蔵容器】</p> <p>・申請書対象としている粉末・ペレット貯蔵容器I型（600個）のうち引き続き使用する120個の容器について、設置場所、臨界防止、溢水防護等の技術基準に基づく仕様が網羅された記載となっていない。本申請で600個のうち480個を撤去する工事のみを対象とする場合、申請書（P4の表）から削除し、仕様表、その他適合説明の記載についても削除すること。</p>	<p>本申請においては、撤去のみとして、引き続き使用するものの申請及び適合性確認については、第5次設工認（本設備を使用する第1-3貯蔵棟の申請を予定）にて行うこととする。</p>	—	<p>表へー3-2 変更内容 (P46)</p>
5-25	<p>【防護壁 No. 1】</p> <p>P236 図リ-3-1-2 防護壁 No. 1 仕様：</p> <p>・充填扉の耐震設計、耐竜巻設計で考慮している主要構造部設計がわかるように記載すること。</p>	<p>図リ-3-1-2について、コンクリート充填扉の主要構造部が分かるように記載する。</p>	資料5-25	<p>図リ-3-1-6～図リ-3-1-8 (P244～P246)</p>
5-26	<p>【防護壁 No. 1】 P212～ 防護壁 No. 1（耐震関係）</p> <p>・防護壁 No. 1 は耐震重要度分類第1類に分類されているが、コンクリート充填扉の耐震設計について、耐震第1類の地震力がどのように働くか説明すること。また、地震力が発生する場合、加工規則第6条の自重及び地震力（第1類）が作用した場合に耐える設計について説明すること。</p>	<p>コンクリート充填扉は自主的に設置するものとして、鉄筋コンクリート造部分に作用する地震力算定用の重量として考慮していたが、当該コンクリート充填扉の強度評価も記載することとする。</p>	資料5-26	<p>耐震計算書 No. 1-3-2 (P653～P669)</p>
5-27	<p>【防護壁 No. 1】 P212～ 防護壁 No. 1（耐震関係）</p> <p>・評価の結果、耐震強度を確保するための構造及び主要な構造材については、認可申請書の仕様表及び図面等の認可申請書本文に記載すること。</p>	<p>拝承</p>	—	<p>表リ-3-1 地震による損傷の防止 (P214)</p>
5-28	<p>【防護壁 No. 1】 P212～ 防護壁 No. 1（耐震関係）</p> <p>・地震力が発生しない場合、添付説明書で地震力が作用しない理由を記載し、説明すること。</p>	<p>【5-26と同じ】</p>	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-29	<p>【防護壁 No. 1】 P212～ 防護壁 No. 1（耐竜巻関係）</p> <p>・防護壁 No. 1 は竜巻荷重（F1 / F3）に耐える設計としているが、コンクリート充填扉の耐竜巻設計について、竜巻による風荷重がどのように働くか説明すること。また、充填扉に竜巻荷重が作用する場合、加工規則第 8 条（更なる裕度の場合 F3 竜巻荷重）の耐竜巻設計について説明すること。</p>	<p>コンクリート充填扉は自主的に設置するものとして、設計竜巻による受風面積に考慮し、飛来物が衝突した場合の水平貫通限界厚さ以上の厚さを確保するとしていたが、当該コンクリート充填扉の風圧力に対する強度評価も記載することとする。</p> <p>また、F3 竜巻による風圧力に対しても同様に強度評価を記載することとする。</p>	<p>資料 5-29-1</p> <p>資料 5-29-2</p>	<p>竜巻計算書 No. 1-2-2（P724）</p> <p>竜巻計算書 No. 2-2-2（P756）</p>
5-30	<p>【防護壁 No. 1】 P212～ 防護壁 No. 1（耐竜巻関係）</p> <p>・防護壁 No. 1 のコンクリート充填扉に竜巻荷重が作用する場合、評価の結果、耐竜巻強度を確保するための構造及び主要な構造材については、認可申請書の仕様表及び図面等の認可申請書本文に記載すること。</p>	【5-29 と同じ】	—	—
5-31	<p>【防護壁 No. 1】</p> <p>P126 図へー 2 - 1 - 5 3 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等：防護壁 No. 1 の壁厚が（35 mm）が 2 か所に記載されているが、許可申請書に記載した防護壁 No. 1 と No. 2 の厚さを記載しているのであれば、扉の壁厚（設計確認値）についても記載すること</p>	<p>防護壁 No. 1 の地上部は東側壁、扉、西側壁からなる構築物であるため、それぞれで設計確認値を記載する。</p>	—	図へー 2 - 1 - 5 3（P127）
5-32	<p>【防護壁 No. 1】</p> <p>P129～P132 仕様表：防護壁 No. 1 の外部火災・爆発に対する設計仕様が記載されていない。離隔距離が危険距離（危険限界距離）以上離れていることを確認しているが、申請書で確認できない。図面等で、火災・爆発源と防護対象建物等の離隔距離を明記し、防護対象または対象外であることがわかるようにすること。</p> <p>防護壁 No. 1 を外部火災・爆発に対する防護対象施設としない場合、その理由を説明すること。</p>	<p>防護壁 防護壁 No. 1 を防護対象施設として、火災源や爆発源からの離隔距離と危険限界距離、危険限界距離の記載を追加する。</p>	—	別表リー 3 - 1 - 3（P219）
5-33	<p>【防護壁 No. 1】</p> <p>P213 表リー 3 - 1 防護壁 No. 1 仕様：外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>・防護壁に求められる安全機能として、森林火災・外部火災に耐える設計であることが求められている場合、申請対象として、当該設備の設計仕様を仕様表に記載すること。同様の記載漏れ（申請漏れ）がないことを、申請書全体を確認すること。</p>	<p>【5-32 と同じ】</p> <p>その他同様の設計仕様がいないか、申請書全体を確認する。</p>	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-35	<p>【防護壁 No. 1】</p> <p>P214 防護壁 No.1 仕様表（森林火災、外部火災）の欄外(9) 「防護壁 No.1 は第1加工棟に隣接しており、第1加工棟に対する評価に包含できる。」と記載している点について、仕様表に該当する安全機能に対する設計仕様を具体的に記載すること。そのうえで、技術基準適合性の評価（説明）については、添付資料に記載し、説明すること。</p>	<p>防護壁 No.1 は、核燃料物質を内包する施設ではないが、核燃料物質を内包する第1加工棟の竜巻防護のための施設であることから、外部火災に対する防護設計が必要な施設として整理する。防護壁 No.1 の外部火災影響評価を行って、火災源や爆発源からの離隔距離と危険限界距離、危険限界距離の記載を追加する。</p>	—	別表リ-3-1-3 (P219)
5-36	<p>【防護壁 No. 1】</p> <p>P213 表リ-3-1 防護壁 No.1 仕様：加工施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>・ [9.1-B1]の仕様として工事の計画が記載されているため、記載内容を見直すこと。</p> <p>【他にも、同様の記載が数か所あるので、併せて見直すこと。】</p>	<p>工事の計画は施設の仕様ではないので記載を見直す。</p>	—	表リ-3-1 加工施設への人の不法な侵入等の防止 (P215)を” —” とする。
5-37	<p>【防護壁 No. 1】</p> <p>・ コメント 5-25～5-36 を踏まえ、添2表1-3-2の遮蔽壁 No.1 の各部位が有する安全機能 (P461) において使用する「◎」、「○」の意味を再確認し、表中の記載が正確に記載し、説明すること。他の建物・構築物の各部位についても求められる安全機能に対する設計に漏れがなく、記入されるよう再確認すること。</p>	<p>拝承。</p> <p>確認の上、適正化する。</p>	—	添2表1-3-2 (P466)
5-38	<p>【設備・機器の耐震関係】</p> <p>P49 仕様表（表へ-5-1） 「その他許可で求める仕様」として、「第1-1 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は、耐震重要度分類第3類相当の固定措置・・・」を記載しているが、第3類相当の固定措置を「その他許可で求める仕様」とした根拠について、事業許可の記載箇所との整合性も含め説明のこと。(P532 添付書類2 (その他許可で求める仕様) [99-F5] 輸送容器の第3類相当の固定措置による転倒防止の記載も同様)</p>	<p>輸送容器は、安全機能を有する施設であるが、事業変更許可申請書 P65 に記載のとおり他の規則に基づいた安全の高いものを用いる前提としており、また P37 に記載のとおり輸送容器自体には耐震重要度分類の設定もしていない。</p> <p>しかしながら、輸送容器の移動（滑り及び転倒）による他の施設への影響を考慮して、第3類相当の固定措置を講じることを欄外注の形で記載した。</p> <p>このことから、第3類相当の固定措置は、加工施設の技術基準第六条への対応でなく、許可で求める仕様として整理している。</p>	—	添1表参2へ(P434)

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-39	<p>【設備・機器の耐震関係】 P49 仕様表(表へ-5-1)「その他許可で求める仕様」、P584「輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器の固定措置に関する基本方針」転倒評価の結果から「1 段置きで管理(直置き)とあるが、事業許可では「第3類相当の固定措置を講じる」と記載されている。整合性について説明のこと。 また、付属書類の転倒評価で、設備・機器の設計用地震力(全ての機器に対し0.4G)でなく、剛構造の一次地震力(0.24G)を適用した理由を説明のこと。</p>	<p>事業変更許可申請書 P37 に示した固定措置は、上記【5-38】に記載のとおり移動防止を目的としたものである。そのため、必ずしもガイド、ストッパ等ハード的な措置によるものではなく、転倒しない輸送物を1 段置きで管理するソフト対策も含むものとして整理している。</p> <p>輸送容器は、鋼材による落下試験等にも耐える頑強な構造をしているため、剛構造として地震力を設定している。保守的に柔構造とみなして地震力を0.4Gに設定しても安定モーメントが転倒モーメントを上回るため、転倒するおそれはない。 なお、582 頁に記載の「すべての設備・機器について柔構造として設計用水平震度を設定した」は、583 頁「5. 4 今回の申請に係る設備・機器の耐震性」に掲載した設備を対象にしたものであり、輸送容器の転倒評価を対象にしたものではないため、記載を明確にする。</p>	—	付属書類 1 4. 3 「設備機器の耐震評価法」(P586)
5-40	<p>【ガンマ線モニタ 検出器】 P190 仕様表 安全機能を有する施設の地盤：技術基準規則で「安全機能を有する施設は、地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。」と規定されている。当該要求事項に対する設計仕様が仕様表に記載されていないので、地盤に関する設計仕様を記載すること</p>	<p>ガンマ線エリアモニタ 検出器は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟に固定する設計としている。 その旨、仕様表に記載する。</p>	—	表チ-2-1 安全機能を有する施設の地盤(P191)

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-41	<p>【ガンマ線モニタ 検出器】</p> <p>・ガンマ線モニタ 検出器の警報設定値については、認可対象として記載すること。移設前と移設後において、検出器の設置位置の違いにより警報設定値を変更する必要性（又は変更の必要がないこと）について説明すること</p>	<p>ガンマ線エリアモニタは、事業変更許可申請書P5-10に示すとおり、通常状態から逸脱するような異常を検知したときに警報を発する設計としている。本加工施設では、線量が異常に高くなり加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じた場合として、文献により得られた米国の核燃料施設における警報装置の運用に係る知見から500 μSv/hを想定している。警報設定値はこの値を元に、検出器の指示誤差等を加味して、保安規定に基づく下文書に警報設定値として定めて管理している。申請書には、ガンマ線エリアモニタ 検出器が500 μSv/h以下の線量を検出でき、警報を発する機能を有する旨、記載する。作動検査においては、警報設定値以上の線量を検出したときに警報を発することを確認するが、警報設定値は500 μSv/h以下の範囲内で設定する旨、検査の方法に追記する。本設工認申請でガンマ線エリアモニタ 検出器を移設するが、警報設定値は異常に高い線量を想定し一律に設定しているため、本設工認申請において警報設定値の見直しの必要はない。</p>	—	<p>表チ-2-1 警報設備等、 表チ-2-1 放射線管理施設(P192) 添付書類2 警報設備等(P518) 添付書類2 放射線管理施設(P521)</p>
5-42	<p>【分割申請する際の留意事項】</p> <p>機能・性能に係る事項を含む設備・機器の設工認申請については、位置・構造・強度と機能・性能に係る事項を、可能な限り同一時期に申請すること。 工事の工程等でやむを得ず分割申請する場合、本申請と次回以降申請する範囲及び取り合いを仕様表、図面、工事の計画等に明確に記載し認可を受けるとともに、保安品質保証計画書に従い管理すること。 警報・インターロックに係る機能・性能について申請する場合、警報設定値(〇〇以下)を認可対象として申請書本文(仕様表又は図面等)に記載し、添付資料で設定根拠を説明すること。</p>	<p>機能・性能に係る事項を含む設備・機器の設工認申請については、位置・構造・強度と機能・性能に係る事項を、可能な限り同一時期に申請するよう配慮し、工事の工程等でやむを得ず分割申請する場合、本申請と次回以降申請する範囲及び取り合いを仕様表、図面、工事の計画等に明確に記載する。</p> <p>警報、インターロックに係る機能・性能について、申請書には、警報設定値の設定根拠となる設計値を認可対象として記載する。</p>	—	<p>図チ-2-1-2 (P201) 図リ-4-1-7 (P255) 図リ-4-1-8 (P256) 図リ-4-1-9 (P257) 図リ-4-1-10 (P258)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-43	<p>【第1加工棟、防護壁No.1（地盤・耐震関係）】</p> <p>P20 安全機能を有する施設の地盤について付属設備についての記載が無い理由を要求事項に照らして説明すること。（5条_評価対象の確認）</p> <p>土間に関する記載が2カ所にあるので適正化すること。</p>	<p>緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、消火設備 屋外消火栓は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟に固定する設計としている。この旨を第1加工棟の仕様に追記する。</p> <p>土間については記載を適正化する。</p>	—	表へー2ー1 安全機能を有する施設の地盤（P21）

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-44	<p>【第1加工棟、防護壁 No.1 (地盤・耐震関係)】 P450～ 鉄筋コンクリート造の外壁が耐震一次で「○」となっており、耐震評価を実施していないとなっているが、1次設計の耐震要素になっていないということか。評価を実施しない場合、第6条の要求を満足するか。「◎」となっている壁との違いを説明すること。</p> <p>また、耐震二次で「-」となっている壁は保有水平耐力に見込んでいないということか。「◎」となっている壁との違いを説明すること。</p>	<p>第1加工棟はほとんどが鉄骨造であり、東西方向をラーメン構造、南北方向をブレース構造としている。その中で北面（G通り）と南面（C'通り）は、一次設計では鉄骨ラーメン構造部分の許容応力度計算を実施しており、外壁そのものは地震力算定用の重量として見込んでいる。よって、鉄筋コンクリート造の外壁そのものは一次設計では強度に期待しないため◎とはならない。</p> <p>また、一次地震力が作用したとしても鉄骨造部分で耐えることができることから、他に期待する◎の安全機能(例えば竜巻F1、不法侵入、遮蔽)などの機能は、補修することなく維持できるとして○としている。</p> <p>一方、二次設計においては建物の変形量が相当に大きくなることから、G通りとC'通りについては、剛性の違いにより、外壁がせん断耐力に達した後、鉄骨ラーメン構造が地震力を負担し始めることから、外壁の耐震二次（保有水平耐力）には◎を記している。</p> <p>P.449の凡例に、「強度評価の対象とはならないが、他の部位の評価結果により、当該部位が損傷しないことが確認できる場合に○と記載する。」として、表の記載を整理する。</p> <p>第1加工棟の鉄筋コンクリート造の壁で、耐震一次で「◎」となっており、耐震二次で「-」となっている壁はない。</p> <p>1-5間、A-B間は鉄筋コンクリート造であるため、外壁④及び内壁①～③は耐震一次、耐震二次ともに◎としている。</p> <p>遮蔽壁及び防護壁については、保有水平耐力という概念が存在しないため、耐震一次に「◎」、耐震二次が「-」としている。</p>	—	添2表1-3-1の凡例(P454)
5-45	<p>【第1加工棟、防護壁 No.1 (地盤・耐震関係)】 P461 遮蔽壁 No.1、No.4 において竜巻F3で「-」となっているが、飛来物による貫通評価を行っているので「◎」にならないか。防護壁 No.1 のコンクリート充填扉は同様にF3による貫通評価をおこなっており「◎」となっている。</p>	<p>遮蔽壁 No.1 及び遮蔽壁 No.4 はF3 竜巻飛来物に対する耐性を期待していないため、貫通評価は削除する。</p> <p>また、添2表1-3-2の「◎」の記載も見直す。</p>	—	添2表1-3-2(P466)

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
5-46	<p>【コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/08/07) (H-20096)】</p> <p>5-10 P713 の MN 相関図にプロットされている曲げ及び軸力についても、杭頭固定、杭頭ピンの結果のうち厳しい方を掲載している理解でいいか。(評価方針の確認)</p> <p>また、MN 相関図へのプロット位置が A 及び B の曲線の範囲外となっているが、問題ないことを説明すること。</p> <p>杭頭固定の場合、杭頭モーメントが基礎スラブに伝達されるが、検定比が小さくなる理由を説明すること。</p>	<p>杭頭固定で計算しているため、杭体の MN 相関図のプロットは杭頭固定におけるプロットである。</p> <p>PHC 杭は C 種を採用しているため、C の曲線の範囲内にプロットがあれば問題ない。MN 相関図に A, B, C の曲線に関する凡例を記載することとする。</p> <p>また PHC 杭が C 種であることは、P. 212 仕様表の「安全機能を有する施設の地盤」、P. 712 耐震計算書の「④杭体の評価」に記載している。</p> <p>基礎部の配筋は P. 238 図リー 3-1-4にあるように、杭との接合部には、杭との応力伝達を確実にを行うための梁配筋（上下主筋及びあばら筋）を行い、梁配筋の間には単なるスラブ配筋（上下主筋のみ）を行っている。</p> <p>杭頭からの曲げ戻しのモーメントを負担する梁配筋部と杭との応力伝達を担わず壁部分との応力伝達のみを負担するスラブ配筋部の双方を評価したところ、スラブ配筋部の方が結果が厳しくなる。</p> <p>申請書には厳しい方のスラブ配筋部の評価結果を記載していることから、杭からの曲げ戻しモーメントが記載されていないが、今回の補正において梁配筋部、スラブ配筋部の双方の評価を記載し、杭からの曲げ戻しについても考慮していることを明記する。</p>	—	<p>関係計算書</p> <p>竜巻計算書 No. 2-2-1 防護壁 No. 1 (F3 竜巻) の M-N 曲線 P. 754</p> <p>竜巻計算書 No. 2-2-1 防護壁 No. 1 (F3 竜巻) P. 749～P. 751</p>

○8月20日コメント

第3次設工認（第2回補正及び第3回補正）事実確認事項（個別事項）

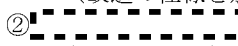

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-47	5-39に関連し、設工認申請書P49 設計番号[99-F5]の設計仕様については、加工事業変更許可申請書(P37)の安全機能を有する施設の輸送物保管区域の(注1)を踏まえ、設計基準又は更なる安全裕度として考慮する荷重を整理して記載すること。なお、許可で求める固定措置の仕様を詳細設計の段階で変更する場合には、許可からの変更内容及び基本的設計方針にもとづく設計（仕様）であることを添付資料に記載し、説明すること。	付属書類1 主要な加工施設の耐震性に関する説明書（P589）に示すとおり、耐震重要度分類第3類相当の地震力は水平震度0.24 Gとしている。固定措置については添1表参2へ（P434）に示すとおり、固定措置は、ストoppやガイドを用いたハード的な対応に限るものではなく、段積みの管理等ソフト対応を含めた輸送容器の滑りや転倒を防止するための措置を講じるものであり、事業変更許可申請書に示した基本方針に変更はない旨を記載する。		付属書類1（P589）、添1表参2へ（P434）
5-48	P65 図へー b-1 注3 粉末・ペレット貯蔵容器I型の撤去については、撤去後の保管等が技術基準に適合するよう管理されるものであることを記載すること。（核燃料物質による汚染の有無、必要により実施する除染、撤去後の保管場所及び利用方法等）	粉末・ペレット貯蔵容器I型は、核燃料物質等による汚染のおそれはない。撤去した粉末・ペレット貯蔵容器I型は、第1加工棟東側の一般建物で保管・管理し、劣化ウラン・天然ウラン等の輸送に用いる容器として再利用するので、その旨記載する。	—	図へー b-1（P65）
5-49	P40-41 遮蔽：外部線量評価の記載。安全機能一覧表との整合が取れているか再確認すること。（2重に記載されている箇所がある）	外部線量評価で見込んだ壁厚さの一覧表の記載と、建物の各部位の安全機能一覧表に整合しない記載がないか確認して、補正する。	—	添2表1-3-1（P455）
5-50	P589 他 地盤：平板載荷試験により地盤の許容応力度を設定することが、国土交通省告示で定められた方法であることはP589に記載されているが、建築法施行令の条項の記載がないため、追記すること。	建築基準法施行令第九十三条の規定により、「国土交通大臣が定める方法」を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく旨追記する。	—	耐震計算書 No.1-1（P592～）
5-51	安全避難通路等：安全避難通路における誘導灯や非常用照明の設置について、加工事業変更許可申請書に記載した消防法等の他法令に基づき施設する場合には、要求事項となる法令等の該当条項番号を記載し説明すること。	【5-20】に同じ。 誘導灯については消防法施行令第二十六条、非常用照明については建築基準法施行令第二百二十六条の四となる。この旨を申請書に記載する。	—	表へー 2-1 安全避難通路等（P27）
5-52	許可との対応：屋外消火栓から第1加工棟内部へのアクセスルートについては、設工認申請書に追加すること。この際、今回申請される第1加工棟の変更により、許可（添5別チ-33）で説明がなされたアクセスルートが変更となる場合には、許可からの変更内容、基本的設計方針に基づく設計であることを説明すること。	第1加工棟について屋外消火栓から第1加工棟内部へのアクセスルートに関する記載を追加する。第1加工棟の変更により事業変更許可申請書で示した第1加工棟内部へのアクセスルートを変更するので、許可からの変更内容、基本的設計方針に基づく設計であることを許可からの変更箇所の整理表で説明する。	—	表へー 2-1 火災等による損傷の防止（P24）

5-53	P207～ 遮蔽壁 No.1 ●P209～ 遮蔽壁 No.4 仕様表 その他許可で求める仕様：[99-B4]F3 竜巻の設計仕様については、許可の安全重要施設の有無の評価(許P5-220～)において、遮蔽壁に期待する防護機能を踏まえた設計仕様を記載すること。また、当該仕様が許可を踏まえた設計であることを添付書類に記載し、説明すること	第1加工棟のF3竜巻発生時について、遮蔽壁No.1、遮蔽壁No.4は安全機能を考慮しないことから、関係する記載を整理して修正する。		表リー2-1その他許可で求める仕様(P211)、表リー2-2その他許可で求める仕様(P213)を”—”とし、上記に関する竜巻計算書を削除
5-54	共通事項(加工事業変更許可からの変更について) 設工認段階での個別設計においては、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、核燃料物質の貯蔵量、放射性廃棄物の保管廃棄能力、各種荷重(耐震荷重、竜巻荷重、火災荷重等)を設定すること。加工事業変更許可申請書に記載した設計仕様の変更は、他の安全機能等に影響を与えるため、安易に変更しないこと。やむを得ず設計仕様を変更する場合には、許可からの変更点に関する説明書に、変更理由、変更内容、変更後の設計が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であること等を記載し、説明すること。	拝承。 やむを得ず設計仕様を変更する場合には、許可からの変更点に関する説明書に、変更理由、変更内容、変更後の設計が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であること等を記載し説明するようにする。	—	—
5-55	認可申請書本文(仕様表及び図面等)に記載する設計仕様について、[D 通り/17-20 通り]について確認したところ、認可を受けようとする構造、材料、寸法の記載漏れや添付説明書との不整合が多数確認された。本申請については同様の記載漏れや不整合がないか全体的に再確認し、補正すること。	申請書全体で不整合がないよう確認し、補正する。	—	—
5-56	今回の教訓を社内の設工認申請書作成に係る手順書等にフィードバックし、今後の設工認申請に同様の記載漏れや不整合がないようにすること。	今回の教訓を、社内の設工認申請書作成に用いる手順書にフィードバックして改定し、今後の設工認申請で同じような記載漏れ、不整合が発生しないようにする。	—	—
5-57	・建物、設備機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認した「設計確認値」は、「○○以上」、「○○以下」のように、下限又は上限である旨を明記する。 ・設工認申請書及び添付説明書の記載については、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」を参考にする。	設工認申請書及び添付説明書の記載は発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを参考とし、設工認申請書に記載する施設の性能又は強度等の数値を記載するに当たっては、その数値が設計確認値であるか、公称値であるかを確認して、これ分かるように記載する。	—	—

表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 平成・18・10・31 原第 30 号 (平成 19 年 6 月 1 日付け)	
	施設名称	第 1 加工棟 第 1 加工棟 避難通路 第 1 加工棟 非常用照明、誘導灯 第 1 加工棟 所内通信連絡設備 第 1 加工棟 自動火災報知設備 第 1 加工棟 消火器 屋外 消火栓	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1001} ⁽¹⁾ 第 1 加工棟	(付属設備) {8038} 緊急設備 非常用照明 {8038-2} 緊急設備 誘導灯 {8035} 緊急設備 避難通路 {8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ)) {8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-5} 消火設備 消火器 {8012-3} 消火設備 屋外消火栓 {8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管	


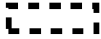
黄色マーカー: 次回以降申請する安全機能 (機能性能等) について記載しているもの
 緑色マーカー: 本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの
 青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの
 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの
 二重取消線: 他の設備で申請する安全機能について説明しているもの
 その他: 位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

建物・構築物の区分	本体、付属設備
変更内容	<p>改造 新規基準に適合させるために、第 1 加工棟に以下の改造を行う。 また、改造工事完了後の第 1 加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図へー I - 1 及び図へー I - 2 に示す。</p> <p>①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置⁽²⁾ 第 1 加工棟の東側を一般建物とし、構造上分離する。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 1 に示す。)</p> <p>②  の撤去⁽³⁾ 車両通行の利便性を向上させるために、 の撤去を行う。</p> <p>③鉄骨補強⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために補強部材を取り付ける等の改造を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 2 に示す。)</p> <p>④杭・基礎の追加⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために杭・基礎の増設を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 3 に示す。)</p> <p>⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) の撤去を行う。</p> <p>⑥外部扉の改造、外部シャッター鋼製扉への改造⁽²⁾ 竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉 (以下「外部扉」という。) (⑦で閉止するものを除く) を竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉 (以下「竜巻対策扉」という。) に改造する。また、外部に面したシャッター (以下「外部シャッター」という。) を竜巻対策扉に改造する。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 4 に示す。)</p>

表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>変更内容</p>	<p>⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止⁽²⁾ 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。 及びの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行う。 （改造の仕様を別表へー2-1-5に示す。）</p> <p>⑧防火区画の新設及び改造⁽²⁾ 火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。 （改造の仕様を別表へー2-1-6に示す。）</p> <p>⑨屋根への梯子の追加設置⁽²⁾ 火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。 （改造の仕様を別表へー2-1-7に示す。）</p> <p>⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造⁽²⁾ 第1加工棟の東側を一般建物としたことに伴い、新たに外壁に該当することとなったの北側の間仕切壁（せっこうボード）について、加工施設への人の不法な侵入等の防止対策として、鉄筋コンクリート壁に改造する。 また、東面の防火区画上の既設鉄板閉止部を鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更 地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事は無い。 付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。</p>
<p>設置場所</p>	<p>第1加工棟</p>
<p>員数</p>	<p>（建物）1 （付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）</p>
<p>一般仕様</p>	<p>型式 （建物） 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て（一部中2階付き） 建築面積 約2500 m²、延床面積 約2600 m² （付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）</p> <p>主要な構造材 （建物）別表へー2-1-1～別表へー2-1-11に示す。</p> <p>寸法（単位：mm） （建物）概略寸法：の</p> <p>その他の構成機器 —</p> <p>その他の性能 —</p> <p>核燃料物質の状態 —</p>
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止 —</p> <p>安全機能を有する施設の地盤 [5.1-B1] 第1加工棟（土間コンクリートを除く）は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群（泉南累層）とする設計。</p> <p>【既設杭】 ○既設杭仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層及び砂層）に杭で支持させる。 ・杭材料 の杭250φ及び300φ ・杭先端深さ 約G.L-5 m～-9 m ・杭配置 図へー2-1-6</p>


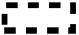
表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>【増設杭】</p> <p>○補強タイプ 31 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層) に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭 (スクリーパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353 (粘土質層) 267.4φ×8.0  羽根径 580 mm×2 本 (C'-18 通り) ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約 G.L-9 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-3 3 <p>○補強タイプ 34 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層) に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭 (スクリーパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353 (粘土質層) 267.4φ×8.0  羽根径 580 mm×4 本 (D-18 通り) 羽根径 580 mm×4 本 (D-20A 通り) ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約 GL-8 m~10 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-3 4 <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・地盤種別 表層近くの人工盛土 (粘土層及び砂層) <p>土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液状化のおそれがなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1加工棟では液状化のおそれがないことを確認した⁽¹⁸⁾。</p> <p>[5.1-F1]</p> <p>緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、緊急設備 避難通路、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固定する設計。</p> <p>消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第1加工棟建物の耐震重要度分類は第3類 (割増係数 1.0) とする設計。 第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。</p> <p>○耐震補強の改造仕様</p> <p>別表へー2-1-1~別表へー2-1-7に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震のための補強箇所 図へー2-1-1、図へー2-1-6~図へー2-1-18に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表へー2-1-2 (1/2)~(2/2)、別表へー2-1-3、図へー2-1-21~図へー2-1-34に示す。

表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽¹⁹⁾</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計とする。⁽²⁰⁾</p> <p>[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器))は撤去を行う。 消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—⁽⁴⁾</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位 (以下「F1 竜巻防護境界」という。)は、設計竜巻の荷重に耐える設計。</p> <p>【改造部】</p> <p>○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造⁽⁵⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 外部扉改造：扉配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4及び図へー2-1-35-1に示す。 ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へー2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へー2-1-36、図へー2-1-37に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2-1-4に示す。 <p>○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止⁽⁵⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へー2-1-46～図へー2-1-48に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2-1-5に示す。


表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>○安全機能を期待しない  の北側の旧前室、 の北側の旧前室を撤去</p> <p>F1 竜巻防護境界の位置を図へー2-1-60～図へー2-1-61に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へー2-1-11に示す。</p> <p>(落雷) —⁽⁶⁾</p> <p>(極低温) [8.1-F2] 消火設備 屋外消火栓には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する設計⁽⁷⁾。 なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。また、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p> <p>(降下火砕物) [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える設計。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定められる 29 cm の積雪に耐える設計。</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁸⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁹⁾</p> <p>(森林火災、外部火災)⁽¹⁰⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へー2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へー2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へー2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へー2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へー2-1-12に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹¹⁾</p> <p>(交通事故) —⁽¹²⁾</p>
-------------------	------------------------	---


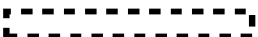
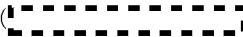
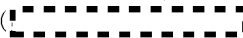
表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1]</p> <p>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。 <p>第1加工棟は、上記の管理を行う敷地内に設置し、別表へー2-1-8に示す材料を用い、堅牢な障壁を有する構造とする。また、第1加工棟の東側を一般建物としたことから、新たに外壁となる既設のボード壁を鉄筋コンクリート造の壁に改造する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 改造する壁の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。 ・構造・方法 改造する壁の仕様及び詳細図を図へー2-1-4 6及び図へー2-1-4 9に示す。 <p>なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1]</p> <p>ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がり を防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態 で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。</p> <p>管理区域の設定範囲を、図へー2-1-5 4に示す。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]</p> <p>消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する設計。</p> <p>消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径40 mとし、第1加工棟全域を包含できるように設置する設計⁽¹³⁾。</p> <p>消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (消火設備 屋外消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備 屋外消火栓：1式⁽¹³⁾ ・消火設備 屋外消火栓に設置するホース：20 mホース2本以上 <p>消火設備 屋外消火栓の配置を図リ-4-1-5に示す⁽¹³⁾。</p> <p>消火栓の系統図を図リ-4-1-10に示す。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へー2-1-9)。</p> <p>屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートをもつ以上確保する管理。第1加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へー2-1-6 2に示す。</p>

表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC 粉末消火器 10 型：20 本 ・ABC 粉末消火器 20 型：13 本 ・ABC 粉末消火器 50 型：2 本 <p>消火設備 消火器の配置を図りー4-1-4に示す。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）⁽⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。</p> <p>警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <p>○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器（スポット型）：27 台 ・煙感知器（スポット型）：35 台 <p>○設備の員数（火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機（P 型受信機）：1 台 <p>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図りー4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図りー4-1-9に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>○火災の発生防止</p> <p>第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンクリート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。</p> <p>使用する材料を別表へー2-1-1～別表へー2-1-8に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>○火災の影響緩和</p> <p>第1加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。</p> <p>各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。</p> <p>○火災対策のための補強箇所</p> <p>図へー2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照</p> <p>○火災区画の設定及び関連図面</p> <p>図へー2-1-5 2 第1加工棟 火災区画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画ごとの材料及び厚さ： <ul style="list-style-type: none"> 図へー2-1-2 0 第1加工棟 既設部材リスト 2 図へー2-1-3 5-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 1 図へー2-1-3 5-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 2 図へー2-1-4 3 第1加工棟  東側壁（防火区画）
-------------------	--------------------	--




表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p> 図へー2-1-44 第1加工棟  東側壁1 (防火区画) 図へー2-1-45 第1加工棟  東側壁2 (防火区画) 図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画 </p> <p>○火災区画 1P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40 mm 以上:1時間) 区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間) 区画境界スラブ (天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1時間) <p>○火災区画 1P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間) 区画境界スラブ (天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間) <p>○火災区画 1P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40 mm 以上:1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間) 区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1時間) <p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間) 区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1時間)
------------	-------------	---

表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッター) 区画境界壁(強化せつこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚1.5mm以上:1時間) <p>○火災区画 1P-6(旧前室)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備(防火扉) <p>北面区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 北面特定防火設備(防火扉KSD-2)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間)</p> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図りー4-1-6に示す。</p>
<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>
<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数(緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明⁽¹⁴⁾:15台 誘導灯⁽¹⁴⁾:47台 <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へー2-1-9)。</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数(緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明⁽¹⁴⁾:15台 誘導灯⁽¹⁴⁾:47台 <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へー2-1-9)。</p>

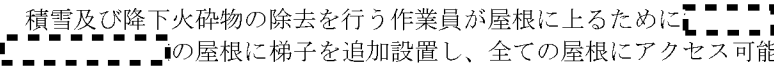
表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-B1] [14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p> <p>[14. 2-B1] [14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F3]</p> <p>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) の配置を図リー 4 - 1 - 3 に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22. 1-B1]</p> <p>加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁、屋根等の厚さとする設計。</p> <p>○第 1 加工棟の遮蔽機能としての仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁、屋根等の厚さ (設計確認値) ⁽¹⁶⁾: 図へー 2 - 1 - 5 3 に示した壁厚さ、別表へー 2 - 1 - 1 0 参照 ・コンクリートの気乾単位容積質量  以上 ・コンクリートブロックの気乾かさ密度  以上 ・扉 (鉄) の密度  以上 <p>[22. 2-B1]</p> <p>壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—

表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24. 2-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) は、バッテリーを内蔵する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) は、それぞれ火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) のバッテリーから給電する設計。</p> <p>[24. 2-F2] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。 なお、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25. 1-F1] 所内の通信連絡のため、第 1 加工棟に所内通信連絡設備として、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) を設置する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) には、マイクが付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の配置を図リー 4 - 1 - 2 に示す。 所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備) の系統図を図リー 4 - 1 - 7 に示す。所内全体の放送性能は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p> <p>○設備の員数 (通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))⁽¹⁴⁾ : 10 台 ・所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) : 1 台 ・所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) : 5 台 <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)⁽¹⁷⁾に接続する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) には、所内携帯電話機 (PHS) が付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の系統図を図リー 4 - 1 - 8 に示す。通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p> <p>[25. 2-F1] 加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する設計。 なお、通信連絡設備 所外通信連絡設備は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p>

表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために、の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする設計。 屋根のアクセスルートを図へー2-1-51に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[99-B2]⁽²³⁾ 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントの可動幅は、第1加工棟及び隣接一般建物の最大変位量の和に対して十分に余裕がある設計。</p> <p>[99-B4] F3 竜巻の風荷重に対して保有水平耐力が上回る設計。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へーI-1-1～図へーI-1-2、図へー1-1-1～図へー1-1-2、図へー2-1-1～図へー2-1-62、図リ-4-1-1～図リ-4-1-10</p>

- (1) 第1加工棟の建物本体に設置する防護閉止板又はコンクリート、大型外扉、外扉を含む。
- (2) 原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)に基づく変更
- (3) 平成・18・10・31原第30号(平成19年6月1日付け)に基づく変更
- (4) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 第1加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載していた「留め具の補強」だけを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置するケースはない。
- (6) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に規定される指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。本申請に係る工事により、消火設備 屋外消火栓(消火栓No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設する屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。
- (8) 換気設備がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (9) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (10) 第1加工棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (11) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (12) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第1加工棟と町道の位置関係を示したものを図へー2-1-55に示す。
- (13) 加工施設に係る消火設備 屋外消火栓は6台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11、消火栓No.12、消火栓No.13)であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11)である。本申請に係る工事により、図リ-4-1-5に示すとおり消火設備 屋外消火栓(消火栓No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設中においても消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。
- (14) 本申請に係る工事(天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去)により、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部を撤去する工事を行うこととしているが、取外し工事に先立って、本申請のり、その他の加工施設の工事で、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置して安全機能の確認を行い、安全機能を維持する。
- (15) 非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。
- (16) 外部放射線の線量評価において第1加工棟建物の鉄板屋根の厚さを考慮していない。
- (17) 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、次回以降の申請で適合性を確認するが、通信連絡設備

所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の安全機能の確認は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続して行う。また、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、安全機能を維持する。通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の系統図を図リ-4-1-8に示す。

- (18) 表層地盤の液状化評価は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」に準じて層ごとに液状化安全率 FL、水平地盤変位 D_{cy} で確認すると共に、当該地点の液状化の可能性のある層に重み付けを行い、地盤全体としての液状化危険度の傾向を表す PL 法（岩崎・龍岡ら）に基づき確認した。
- (19) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z （大阪府の場合 1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計とする。
- (20) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (21) 増設する杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (22) コンクリートブロックの有効厚さについては、図へ-2-1-5 2 参照。
- (23) 附属書類 1 「耐震性に関する説明書」 3. 第 1 加工棟の耐震性に関する計算の基本方針 (8) 補足 参照

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機性能等）について記載しているもの
 緑色マーカー：本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの
 その他：位置、構造強度、機性能の全てを認可対象として申請しているもの




表へー3-1 第1-1 貯蔵容器保管設備 第1-1 貯蔵容器保管区域 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	第1-1 貯蔵容器保管設備
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	{5064} 第1-1 貯蔵容器保管設備 第1-1 貯蔵容器保管区域	
変更内容	撤去（第1-1 貯蔵容器保管区域と、その構成機器である鋼製パレット、ストップ及びアンカーボルトを撤去する。）	
設置場所	第1加工棟 [REDACTED]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造物	—
	寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]
	その他の構成機器	鋼製パレット 204個（上・中段用136個、下段用68個） ストップ 136個、アンカーボルト 2本/ストップ
	その他の性能	最大貯蔵能力：[REDACTED]
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 第1-1 貯蔵容器保管設備 第1-1 貯蔵容器保管区域の撤去を行う。	
添付図	図へー5-1-1	



(1) 加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づき、[REDACTED]の部屋名称を[REDACTED]に変更する。

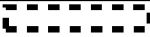

表へー 3 - 2 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	{5066} 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 —	
変更内容	撤去 ⁽¹⁾ (粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 480 個を撤去する。)	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟  、第 2 加工棟   第 1 加工棟  ⁽²⁾	
員数	480 個	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち 480 個を撤去する。	
添付図	—	




- (1) 本申請では、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可 (平成 17 年 6 月 28 日付け平成 17・04・28 原第 6 号にて認可) を受けた粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち、480 個を撤去する。今後も使用する粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 (120 個) は次回以降の設工認で適合性を確認する。
- (2) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、
の部屋名称をに変更する。

表へー 4 - 1 第 1 - 1 燃料集合体保管設備 第 1 - 1 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 - 1 燃料集合体保管設備
設備・機器名称 機器名	{5065} 第 1 - 1 燃料集合体保管設備 第 1 - 1 燃料集合体保管区域	
変更内容	撤去 (第 1 - 1 燃料集合体保管区域と、その構成機器であるストッパ及びアンカーボルトを撤去する。)	
設置場所	第 1 加工棟  ⁽¹⁾	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストッパ 80 個、アンカーボルト 2 本/ストッパ
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (集合体輸送容器 NFI-V 型で 18 個) 最大段数: 2 段
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 第 1 - 1 燃料集合体保管設備 第 1 - 1 燃料集合体保管区域の撤去を行う。	
添付図	図へー 5 - 1 - 1	

(1) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、 の部屋名称を  に変更する。

表へー5－1 第1－1 輸送物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	輸送物保管区域 第 1－1 輸送物保管区域
設備・機器名称 機器名	{5009} 第 1－1 輸送物保管区域 —	
変更内容	新設 (輸送物の保管に限定する第 1－1 輸送物保管区域を新設する。)	
設置場所	第 1 加工棟  ⁽¹⁾	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて 180 個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器 1 個につき、粉末又はペレットの輸送容器 5 個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて 180 個以下とする。) 床面にペイントで第 1－1 輸送物保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 (いずれも輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表へー 5 - 1 第 1 - 1 輸送物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [] とする設計。 ここで、年間の延べ貯蔵能力は [] とするよう管理。</p> <p>[99-F4] 第 1 - 1 輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する設計。</p> <p>[99-F5] 第 1 - 1 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第 3 類相当の固定措置として、輸送容器は 1 段置きで管理。</p>	
添付図	図へー 5 - 1 - 1	

- (1) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、 [] の部屋名称を [] に変更する。

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機能性能等）について記載しているもの
 緑色マーカー：本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの
 その他：位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応		許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
		施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名		{6155} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容		改造（保管廃棄能力を に変更する。（保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。））	
設置場所		第 1 加工棟	
員数		1	
一般仕様	型式	—	
	主要な構造材	—	
	寸法（単位：m）	概略寸法：約 1×1	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	保管廃棄能力： ドラム缶（200 L 缶、3 段積み以下）及び大型金属容器（1 段置き）で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 （200 L ドラム缶）の放射性廃棄物を収納する。	
核燃料物質の状態		放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止		—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。	
	火災等による損傷の防止	—	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	安全避難通路等	—	
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	
材料及び構造	—		
搬送設備	—		
核燃料物質の貯蔵施設	—		
警報設備等	—		
放射線管理施設	—		

表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-2 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6156} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 ×
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-2 保管廃棄設備、廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備、廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備、廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6157} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : L × W × H
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

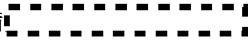








表ト-2-4 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6158} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : L × W
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-4 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策 (固縛措置を含む。) を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-5 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6159} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 西側区域 約  L ×  W 東側区域 約  L ×  W
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 :  ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備  廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。  (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-5 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6160} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 $\text{L} \times \text{W}$
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6161} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 西側区域 約 4.5×4.5 東側区域 約 4.5×4.5
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の床に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6162} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 \times
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

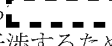




許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6163} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 \times
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機能性能等）について記載しているもの
 緑色マーカー：本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの
 その他：位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	移設（第 1 加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器 2 台のうち、  に設置している 1 台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第 1 加工棟の壁への固定を行う。  に設置している他の 1 台については、変更はない。） ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	2 台（各設置場所に 1 台ずつ）	
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	検出器本体：ABS 樹脂 アンカーボルト：鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	測定範囲（  μ Sv/h）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の壁に固定する設計。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とし、第 1 加工棟の壁に固定する設計。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。 アンカーボルトの材料を別表チ-2-1-1 に示す。 [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リ-4-1-6 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—




表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) ⁽¹⁾ により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表チ-2-1-2)。
	放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) ⁽¹⁾ により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表チ-2-1-2)。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリーを内蔵する設計。 [24.2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機 ⁽²⁾ 、非常用電源設備 No.2 非常用発電機 ⁽²⁾ に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図チ-2-1-1、図チ-2-1-2、図リ-4-1-6	


- (1) 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) は、次回以降の申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) で行う。また、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) に接続し、安全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機能性能等）について記載しているもの
 緑色マーカー：本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの
 その他：位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 仕様


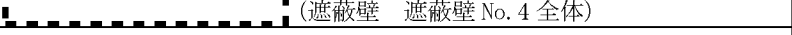

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 遮蔽壁 No. 1
建物・構築物名称	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-1-2 に示す。
	寸法（単位：mm）	 （遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 全体）
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。 <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤（人工盛土）に直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 ・地盤の許容応力度  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の耐震重要度分類を第 1 類（割増係数 1.5）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の構造を別表リ-2-1-1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— ⁽¹⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用する設計。 使用する材料を別表リ-2-1-2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	

表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様 (続き)


技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の遮蔽機能としての仕様 (設計確認値)  [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-1-1～図リ-2-1-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 仕様

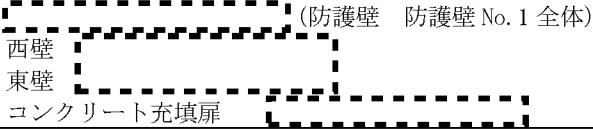

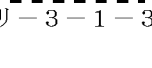
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 4
建物・構築物名称		{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4
建物・構築物の区分		本体
変更内容		変更なし
設置場所		第 1 加工棟 
員数		1 基
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-2-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる ・ 基礎構造 直接基礎 ・ 地盤の許容応力度  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の構造を別表リ-2-2-1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— ⁽¹⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-2-2-2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	

表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)  [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-2-1~図リ-2-2-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。



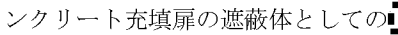

表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	防護壁 No.1 防護壁 No.2
建物・構築物名称	{1012} 防護壁 防護壁 No.1 ⁽¹⁾	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	新設 (竜巻対策のために第 1 加工棟北側に新設する。)(別表リ-3-1-1 に示す構造とする。)	
設置場所	第 1 加工棟 北側屋外	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型、コンクリート充填扉付き
	主要な構造材	鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉 別表リ-3-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (防護壁 防護壁 No.1 全体) 西壁 東壁 コンクリート充填扉
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N 値 30 以上の洪積層である大阪層群 (泉南累層) とする設計。 ・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層及び砂層) に杭基礎で支持させる ・杭材料  ・杭先端深さ ⁽¹²⁾  ・杭配置 図リ-3-1-3
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リ-3-1-2 から図リ-3-1-8 に示す。
	津波による損傷の防止	— ⁽²⁾
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物 (プレハブ) による損傷が生じない設計。

表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>○防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図リ-3-1-1に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図リ-3-1-2から図リ-3-1-8に示す。 ・材料 主な材料を別表リ-3-1-1に示す。 <p>(落雷) —⁽³⁾</p> <p>(極低温) —⁽⁴⁾</p> <p>(降下火砕物) —⁽⁵⁾</p> <p>(積雪) —⁽⁶⁾</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁷⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁸⁾</p> <p>(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。⁽⁹⁾</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹⁰⁾</p> <p>(交通事故) —⁽¹¹⁾</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1] 防護壁 防護壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-3-1-2に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>

表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽		<p>[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)</p> <p>○防護壁 防護壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚さ： ・壁長さ  ・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての 床面からの高さ) ・壁コンクリート及びコンクリート充填扉に充填するコンクリートの気乾単位容積質量： <p>[22.2-B1] 壁及びコンクリート充填扉により外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-B4] 防護壁 防護壁 No.1はF3風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する設計。</p>	
添付図	図リ-3-1-1～図リ-3-1-6	

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No.1、防護壁 No.2は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁 No.1として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No.1は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十二条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 防護壁 No.1は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、火山活動(降下火砕物)の影響を受けるおそれはない。
- (6) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。

- (7) 防護壁 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No. 1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No. 1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No. 1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 No. 1 と町道の位置関係を示したものを図へー2ー1ー5.5に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

表リ-4-1 非常用設備

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式(15台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式(47台)	改造(一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1
第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ⁽¹⁾⁽⁵⁾	器具本体(スピーカ)、配線	通信連絡設備等	1式(10台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ⁽¹⁾⁽⁵⁾	器具本体(アンプ、バッテリー、マイク)、配線	通信連絡設備等	1式(1台)	改造(再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ⁽¹⁾⁽⁵⁾	器具本体(PHSアンテナ)、配線、所内携帯電話機(PHS)	通信連絡設備等	1式(5台)	改造(一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) ⁽¹⁾	器具本体、配線	火災等による損傷の防止	1式 熱感知器(スポット型) :27台 煙感知器(スポット型) :35台	改造(一部取替え・型式変更、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ⁽¹⁾	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機:1台(P型受信機)	改造(再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC粉末消火器10型 :20本 ABC粉末消火器20型 :13本 ABC粉末消火器50型 :2本	増設(1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4
屋外	{8012-3} 消火設備 屋外消火栓 ⁽¹⁾⁽²⁾	屋外消火栓	火災等による損傷の防止	1式	仮移設(1台) ⁽⁴⁾	図リ-4-1-5 図リ-4-1-10
屋外	{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管 ⁽¹⁾⁽²⁾	屋外消火栓配管	火災等による損傷の防止	1式	仮移設(3箇所) ⁽³⁾	図リ-4-1-5 図リ-4-1-10

(1) 耐震重要度分類第3類とする。

- (2) 消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は凍結防止のため、地上露出部に断熱材を巻く措置を講じる。
- (3) 第1加工棟の[]を撤去する工事及び隣接一般建物の外壁補強工事を実施するに当たって、干渉する既設の消火設備 屋外消火栓配管の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓配管を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置（消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えること）を講じる。仮移設した消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。
- (4) 加工施設に係る消火設備 屋外消火栓は6台（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13）であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4台（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11）である。本申請に係る防護壁 防護壁 No. 1の設置工事を実施するに当たって、干渉する消火設備 屋外消火栓の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓（消火栓 No. 6）の仮移設を行う。なお、消火設備 屋外消火栓（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13）は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- (5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備（放送設備）と所内通信連絡設備（所内携帯電話機）の2種類になる。